

## 富士大学大学院修士論文審査基準

富士大学大学院は、大学院学則第12条（成績評価・単位認定）第2項および大学院履修規程第11条（成績評価基準）第2号に定める修士論文の成績評価に関し、修士論文審査基準を以下のとおり定める。なお、研究の成果についての審査基準は、この基準に準ずる。

### 〔審査基準〕

1. 論文題目の適切性：論文内容に相応しい題目が付けられているか。
2. 論文構成の妥当性：目次の構成および各目次項目名が妥当であるか。
3. 論文目的の妥当性：研究目的が明確かつ妥当であるか。
4. 問題提起およびそれに対する結論の妥当性：論じようとする問題点が明確に指摘されており、それに対する結論が明確かつ妥当であるか。
5. 先行文献研究の充実度と研究の意義：論文テーマに関する先行文献の研究が十分に行われ、一般的知識が把握された上で、当該研究の意義が明確にされているか。
6. 論述内容の不偏性・客觀性：論述内容が一方的視点で書かれていないか。偏ったものになっていないか。
7. 論述内容の論理性と客觀性：議論が整理され、各章各節のつながりが論理的になっているか。
8. 記述方法の適切性：文章の綴り方、段落分け、文法、文の構造などが適切か。
9. 註付けの適切性：註の記載は適切になされているか。
10. 参考文献およびその記載方法の適切性：適切で十分な数の参考文献が参照されているか。使用した参考文献の中に学術性の低いものはないか。参考文献一覧は付いているか。註で挙げた文献が参考文献一覧に網羅され、かつその記載方法は適切か。

### 附 則

この基準は、従来から適用されてきた基準を明文化したものであり、令和3年4月1日から施行する。